

福井県監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項および第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年2月25日

福井県監査委員	山本 建
同	松崎 雄城
同	五十嵐 昌子
同	伊藤 和弘

定期監査等の結果および意見

第1 監査の概要

県の機関における財務に関する事務の執行について、福井県監査委員監査基準（令和2年福井県監査委員告示第5号）に準拠し、定期監査等を実施した。

1 公表の対象機関

今回公表の対象とするのは、令和6年6月から令和7年2月までの間に定期監査および行政監査を実施したもののうち、普通会計および公営企業会計に係る237機関である。

2 監査の主眼および重点事項等

(1) 定期監査（財務監査）においては、財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼として監査を行った。また、次の2点を重点事項として実施した。

ア 現金等の取扱いについて

イ 物品の管理について

(2) 行政監査においては、事務の執行が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われ、その組織および運営の合理化に努めているかを主眼とし、次を重点事項として監査を実施した。

ア 職場内の防災対策について

3 監査の実施内容

対象237機関のうち、177機関については実地監査を、60機関については書面監査を実施した。

	対象機関	本庁	出先機関	計	実地監査	書面監査
普通会計	知事部局	74	56	130	103	27
	会計局	3	0	3	3	0
	教育委員会	6	47	53	25	28
	各種委員会	3	0	3	3	0
	公安委員会	32	11	43	38	5
	議会局	1	0	1	1	0
公営企業会計		3	1	4	4	0
計		122	115	237	177	60

(1) 実地監査について

対象機関に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果を踏まえ、監査委員が対象機関の関係者から説明を受けて実施した。

なお、議員のうちから選任される監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により、議会局の監査のうち政務活動費に係る監査に加わらなかった。

(2) 書面監査について

対象機関に資料の提出を求め、事務局職員が実施した事前調査の結果に基づき、監査委員が書面により令和6年6月28日および令和7年2月12日に実施した。

第2 監査の結果

1 概要

監査を実施した結果、是正または改善を要する事項は463件であった。なお、勧告事項はなかった。

区分	本庁				出先				計			
	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計	勧告事項	指摘事項	指導事項	計
予算関係	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収入関係	0	1	14	15	0	9	23	32	0	10	37	47
支出関係	0	5	73	78	0	2	42	44	0	7	115	122
契約関係	0	7	41	48	0	1	59	60	0	8	100	108
工事関係	0	0	4	4	0	0	18	18	0	0	22	22
財産管理関係	0	18	55	73	0	14	57	71	0	32	112	144
その他	0	2	8	10	0	3	7	10	0	5	15	20
合計	0	33	195	228	0	29	206	235	0	62	401	463

※監査結果の処理区分は、次のとおりである。

「勧告事項」

指摘事項に該当するもののうち、次の全てについても該当するもの

- ・ 社会的または財政的な影響が大きいもの
- ・ 全庁的（組織的）な対応が求められるものであって、早急かつ確実な再発防止策を講じる必要があるもの

「指摘事項」

- ・ 違法または不当な事項で、誤りの程度が重大なものまたは経済性に欠けるもの
- ・ 故意または過失が原因となっているもの

「指導事項」

- ・ 指摘事項にまでは至らないが、適正を欠くもの

2 部局別の実施状況

(1) 普通会計

ア 総務部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
知事公室秘書課	6. 8.22	財産活用課	6. 8.22
知事公室広報広聴課	6. 8.22	情報公開・法制課	6. 8.22
財政課	6. 8.22	大学私学課	6. 8.22
税務課	6. 8.22	市町協働課	6. 8.22
人事課	6. 8.22		

β 出先機関

対象機関	実施年月日
福井県税事務所	6.12. 4

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 収入関係

- ・ 昨年度に引き続き、庁舎維持管理負担金の算定を誤っているものがあつた。
2,866円を過少に調定し、後日追加徴収していたほか、90,074円を過大に調定し、過大徴収分7,211円を後日還付していた。 (財産活用課)

(b) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
(修繕費 115,500円) (知事公室広報広聴課)

β 指導事項が24件認められた。

イ 未来創造部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
未来戦略課	6.8.8	新幹線・交通まちづくり局 新幹線建設推進課	6.8.8
DX推進課	6.8.8	新幹線・交通まちづくり局 地域鉄道課	6.8.8
女性活躍課	6.8.8	新幹線・交通まちづくり局 交通まちづくり課	6.8.8
県民協働課	6.8.8	統計調査課	6.8.8
新幹線・交通まちづくり局 新幹線政策連携室	6.6.28		

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南振興局(若狭)	6.11.15	京都事務所	6.10.25
嶺南振興局(二州)	6.11.6	大阪事務所	6.10.25
東京事務所	7.2.12	生活学習館	7.2.12
名古屋事務所	7.2.12		

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- ・ 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあつた。 (嶺南振興局(二州))

(b) 契約関係

- ・ 昨年度に引き続き、委託業務にかかる特定調達において、落札者等の公示が遅れているものがあつた。 (DX推進課)
- ・ 歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、委託料にかかる執行伺の作成を失念し、契約締結前に業務に着手させているものがあつた。 (DX推進課)

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。
（損害賠償額 72,300円） （新幹線・交通まちづくり局地域鉄道課）

b 指導事項が30件認められた。

ウ 防災安全部

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6.6.28	消防保安課	6.7.26
県民安全課	6.7.26	原子力安全対策課	6.7.26
危機管理課	6.7.26		

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
消防学校	6.9.3	原子力環境監視センター	7.2.12

(イ) 結果

a 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
（修繕費 258,665円） （危機管理課）
- ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金の支払が発生していた。
（損害賠償額 171,136円） （消防保安課）

b 指導事項が7件認められた。

エ 交流文化部

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6.6.28	新幹線開業課	6.7.29
魅力創造課	6.7.29	文化・スポーツ局 文化課	6.7.29
定住交流課	6.7.29	文化・スポーツ局 スポーツ課	6.7.29
観光誘客課	6.7.29	文化・スポーツ局 ふくい桜マラソン課	6.7.29

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
恐竜博物館	6.11.20	一乗谷朝倉氏遺跡博物館	6.11.13
歴史博物館	6.10.21	福井運動公園事務所	7.2.12
美術館	6.11.26	武道館	6.11.26
若狭歴史博物館	7.2.12		

(イ) 結果

a 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- ・ 資金前渡した通信運搬費について、資金前渡職員口座からの払出しが遅れたため、職員が立替払しているものがあった。(観光誘客課)

(b) 契約関係

- ・ 歳出予算を執行する際は、事前に執行伺を作成し決裁を受けなければならないが、委託料に係る執行伺の作成を失念し、契約締結前に業務に着手させているものがあった。(観光誘客課)
(文化・スポーツ局文化課)

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(人身・物損2件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 1,410,738円・修繕費 422,169円、損害賠償額 402,605円)(観光誘客課)
- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 142,293円・修繕費 210,108円)(文化・スポーツ局文化課)
- ・ 公用車の事故(人身・物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 87,744円・修繕費 77,078円)(文化・スポーツ局ふくい桜マラソン課)

b 指導事項が62件認められた。

オ エネルギー環境部

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6.6.28	循環社会推進課	6.7.26
エネルギー課	6.7.26	自然環境課	6.7.26
環境政策課	6.7.26		

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
自然保護センター	6.10.25	年縞博物館	6.10.30
海浜自然センター	6.10.30		

(イ) 結果

a 指摘事項は認められなかった。

b 指導事項が11件認められた。

カ 健康福祉部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6.6.28	児童家庭課	6.8.5
地域福祉課	6.8.5	健康医療局健康政策課	6.8.5
長寿福祉課	6.8.5	健康医療局地域医療課	6.8.6
障がい福祉課	6.8.5	健康医療局保健予防課	6.8.5
こども未来課	6.8.5	健康医療局 医薬食品・衛生課	6.8.6

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井健康福祉センター	7.2.12	こども療育センター	7.2.12
坂井健康福祉センター	7.2.12	児童・女性相談所	6.12.3
奥越健康福祉センター	7.2.12	嶺南振興局 敦賀児童相談所	6.9.5
丹南健康福祉センター	6.9.10	和敬学園	7.2.12
嶺南振興局 二州健康福祉センター	7.2.12	看護専門学校	7.2.12
嶺南振興局 若狭健康福祉センター	6.11.7	衛生環境研究センター	6.9.3
総合福祉相談所	6.12.3		

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- ・ 前回監査において指導された補助金交付事務マニュアルの記載誤りについて、是正していなかった。(長寿福祉課)
- ・ 補助金について、交付決定が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。(児童家庭課)

(b) 契約関係

- ・ 指名競争入札において、最低制限価格の算定に必要な基準額の入力を誤ったため、入札を無効としたものがあった。(こども未来課)
- ・ 委託契約において、契約金額に変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。(児童家庭課)

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 158,719円) (嶺南振興局二州健康福祉センター)
- ・ 通帳を紛失したと誤認し、取引明細表発行手数料を支出していた。また、通帳発行手数料を職員が立替払していた。(和敬学園)

(d) その他

- ・ 令和4年度に発注しなければならない工事について、契約手続を失念し契約締結が年度を超え大幅に遅れたことにより、資材等の価格高騰と供給不足の影響を受け、当初の予算額と工期で施工できなくなっていた。(地域福祉課)

- ・ 国から発出された債権発生通知を未処理のまま保管し、福井市および永平寺町への納付書の送付が遅れたことにより、福井市に延滞金1,199円が発生していた。
(障がい福祉課)

b 指導事項が40件認められた。

キ 産業労働部

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6. 6.28	産業技術課	6. 7.22
経営改革課	6. 7.22	商業・市場開拓課	6. 7.22
労働政策課	6. 7.22	国際経済課	6. 7.22
成長産業立地課	6. 7.22		

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井産業技術専門学院	7. 2.12	工業技術センター	6.11.29
敦賀産業技術専門学院	6. 9. 5		

(イ) 結果

a 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- ・ 請求金額の確認不足により、補助金1件8,000円を過大に交付し、後日返納させていた。
(労働政策課)

(b) 契約関係

- ・ 委託料に係る執行伺の作成が遅れ、契約締結前に業務に着手させているものがあった。
(商業・市場開拓課)

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
(修繕費 318,461円、126,500円) (成長産業立地課)

b 指導事項が19件認められた。

ク 農林水産部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6. 6.28	農村振興課	6. 7.25
流通販売課	6. 7.25	農地保全整備課	6. 7.25
福井米戦略課	6. 7.25	水産課	6. 7.25
園芸振興課	6. 7.25	県産材活用課	6. 7.25
中山間農業・畜産課	6. 7.25	森づくり課	6. 7.25

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井農林総合事務所	6.11.11	畜産試験場	7. 2.12
坂井農林総合事務所	6.10. 3	家畜保健衛生所	6. 9. 3
奥越農林総合事務所	6.10.10	水産試験場	6.11.27
丹南農林総合事務所	6.11.18	越前漁港事務所	7. 2.12
農業試験場	7. 2.12	総合グリーンセンター	7. 2.12

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 支出関係

- ・ 補助金について、実績報告書の受理後、額の確定の手続が特段の理由なく著しく遅れているものがあった。(中山間農業・畜産課)

(b) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 186,912円、99,506円) (流通販売課)
- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 128,084円) (水産課)
- ・ 公用車および地下駐車場設備を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 300,454円、364,100円) (県産材活用課)
- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 44,000円) (福井農林総合事務所)
- ・ 公用車の事故(人身・物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 3,080,775円、963,088円・修繕費 165,000円) (丹南農林総合事務所)
- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 118,800円) (畜産試験場)

(c) その他

- ・ 国有林管理の瑕疵により個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 111,000円) (坂井農林総合事務所)

β 指導事項が55件認められた。

ケ 土木部

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
政策推進グループ	6. 6.28	砂防防災課	6. 8.19
土木管理課	6. 8.19	港湾空港課	6. 8.19
道路建設課	6. 8.19	都市計画課	6. 8.19
高規格道路課	6. 8.19	建築住宅課	6. 8.19
道路保全課	6. 8.19	公共建築課	6. 8.19
河川課	6. 8.19		

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井土木事務所	6.11.12	嶺南振興局 小浜土木事務所	6.10.18
三国土木事務所	6.10.29	吉野瀬川ダム建設事務所	6.10. 8
奥越土木事務所	6.10.18	福井港湾事務所	6. 9.11
丹南土木事務所	6.11.25	嶺南振興局 敦賀港湾事務所	7. 2.12
嶺南振興局 敦賀土木事務所	6.10.17	福井空港事務所	6. 9.27

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 収入関係

- ・ 手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。(福井土木事務所)
- ・ 行政財産使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあつた。(福井土木事務所)
- ・ 道路占用料等の調定で著しく遅れているものがあつた。(福井土木事務所)
- ・ 戻入処理しなければならない当年度支出に係る登録免許税の還付について、歳入調定し雑入で受け入れていた。(三国土木事務所)
- ・ 工事に係る負担金について、誤って次年度の予定額で請求し、収納したものがあつた。(嶺南振興局敦賀土木事務所)

(b) 財産管理関係

- ・ 不注意によりパソコンを損傷し、修繕費を支出していた。(修繕費 160,600円) (港湾空港課)
- ・ 通帳を紛失し、再発行に要する諸経費3,850円を支出していた。(港湾空港課)
- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 1,041,137円・修繕費 491,608円) (公共建築課)
- ・ 公用車の事故(物損3件)により、損害賠償金、修繕費および車両運搬費の支払が発生していた。また、うち1台が廃車せざるを得なくなつていた。(損害賠償額 405,680円・修繕費 99,000円・車両運搬費 225,280円、修繕費 98,692円、18,744円) (丹南土木事務所)

β 指導事項が49件認められた。

コ 会計局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
審査指導課	6. 8.21	工事検査課	6. 8.21
会計課	6. 8.21		

(イ) 結果

- a 指摘事項は認められなかった。
- b 指導事項が8件認められた。

サ 教育委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

a 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
教育政策課	6. 7.23	義務教育課	6. 7.23
教職員課	6. 7.23	生涯学習・文化財課	6. 7.23
高校教育課	6. 7.23	保健体育課	6. 7.23

b 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
嶺南教育事務所	7. 2.12	美方高等学校	7. 2.12
生涯学習センター	7. 2.12	若狭高等学校	6.11. 7
教育総合研究所	7. 2.12	福井農林高等学校	7. 2.12
特別支援教育センター	7. 2.12	科学技術高等学校	7. 2.12
図書館	6.11.13	敦賀工業高等学校	6.11.22
こども歴史文化館	6. 9. 3	福井商業高等学校	6.12. 4
奥越高原青少年自然の家	7. 2.12	坂井高等学校	7. 2.12
芦原青年の家	6. 9.27	奥越明成高等学校	7. 2.12
鯖江青年の家	6. 9.10	武生商工高等学校	7. 2.12
三方青年の家	7. 2.12	若狭東高等学校	7. 2.12
藤島高等学校	7. 2.12	道守高等学校	7. 2.12
高志高等学校	7. 2.12	盲学校	7. 2.12
羽水高等学校	6.10.21	ろう学校	6.12. 3
足羽高等学校	6.12. 4	福井特別支援学校	6.12. 3
三国高等学校	7. 2.12	福井南特別支援学校	6.12. 4
金津高等学校	7. 2.12	福井東特別支援学校	7. 2.12
丸岡高等学校	6.10.16	清水特別支援学校	6.10.28
大野高等学校	7. 2.12	嶺北特別支援学校	6.10.16
勝山高等学校	7. 2.12	奥越特別支援学校	7. 2.12
鯖江高等学校	6. 9.24	南越特別支援学校	7. 2.12
丹生高等学校	7. 2.12	嶺南東特別支援学校	7. 2.12
武生高等学校	6. 9.13	嶺南西特別支援学校	7. 2.12
武生東高等学校	6. 9.13	高志中学校	7. 2.12
敦賀高等学校	6.11.22		

(イ) 結果

a 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 収入関係

- ・ 施設使用料について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものが複数あった。

(芦原青年の家)

- ・ 行政財産使用許可に係る電気料個人負担金について、調定決議書の決裁を受けず、また必要な公印押印の手続を行わないまま納入通知書を発行しているものがあった。

(敦賀工業高等学校)

(b) 支出関係

- ・ 報償費について、債権者を誤って支出し、後日返納を受けているものがあつた。

(武生商工高等学校)

(c) 財産管理関係

- ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。(修繕費 282,722円)

(保健体育課)

(d) その他

- ・ 著作権等の侵害により、損害賠償金の支払が発生していた。

(損害賠償額 300,000円)

(若狭高等学校)

b 指導事項が69件認められた。

シ 各種委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
監査委員事務局	6.7.16	労働委員会事務局	6.7.16
人事委員会事務局	6.7.16		

(イ) 結果

指摘事項および指導事項は認められなかった。

ス 公安委員会

(ア) 対象機関および実施年月日

α 本庁

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
総務課	6.8.20	捜査第二課	6.8.20
県民サポート課	6.8.20	組織犯罪対策課	6.8.20
警務課	6.8.20	鑑識課	6.8.20
会計課	6.8.20	科学捜査研究所	6.8.20
厚生課	6.8.20	機動捜査隊	6.8.20
監察課	6.8.20	交通企画課	6.8.20
留置管理課	6.8.20	交通指導課	6.8.20
情報技術企画課	6.8.20	交通規制課	6.8.20
生活安全企画課	6.8.20	運転免許課	6.8.20
地域指導課	6.8.20	交通機動隊	6.8.20
人身安全・少年課	6.8.20	高速道路交通警察隊	6.8.20
生活環境課	6.8.20	公安課	6.8.20
サイバー犯罪対策課	6.8.20	警備課	6.8.20
地域機動警察隊	6.8.20	機動隊	6.8.20
刑事企画課	6.8.20	原子力施設警備隊	6.8.20
捜査第一課	6.8.20	警察学校	6.8.20

β 出先機関

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
福井警察署	7.2.12	坂井西警察署	7.2.12
福井南警察署	6.10.28	鯖江警察署	6.9.10
大野警察署	6.10.25	越前警察署	6.9.24
勝山警察署	6.11.20	敦賀警察署	6.11.22
あわら警察署	7.2.12	小浜警察署	7.2.12
坂井警察署	7.2.12		

(イ) 結果

α 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 収入関係

- ・ 手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。また、手数料を誤って収納し、後日、過誤納金として還付しているものがあった。(あわら警察署)
- ・ 手数料納付システム利用により納付された手数料について、不要な証紙収納額報告を行ったため、年度を超えて証紙特別会計に返還していた。(小浜警察署)

(b) 財産管理関係

- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。(損害賠償額 104,500円・修繕費 64,482円)(監察課)
- ・ 公用車を損傷し、修繕費および車両引上げ手数料の支払が発生していた。(修繕費等 134,035円、9,900円)(地域機動警察隊)
- ・ 公用車の事故(物損1件)により、損害賠償金の支払が発生していた。(損害賠償額 112,277円)(組織犯罪対策課)

- ・ 公用車の事故（物損3件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。（損害賠償額 317,812円・修繕費 96,602円、損害賠償額 216,282円、修繕費 126,720円）
（福井警察署）
 - ・ 公用車の事故（物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。（損害賠償額 152,998円・修繕費 466,367円）
（大野警察署）
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
（修繕費 326,183円、198,385円）（勝山警察署）
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
（修繕費 152,900円、62,359円、1,100円）（坂井警察署）
 - ・ 公用車の事故（人身・物損1件、物損1件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。
（損害賠償額 713,876円、修繕費 63,239円）（鯖江警察署）
 - ・ 公用車およびアーケード支柱を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
（修繕費 272,619円、99,000円）（越前警察署）
 - ・ 公用車の事故（物損4件）により、損害賠償金および修繕費の支払が発生していた。（損害賠償額 61,380円・修繕費 200,000円、修繕費 184,254円、29,480円、6,600円）（敦賀警察署）
 - ・ 公用車を損傷し、修繕費の支払が発生していた。
（修繕費 413,919円、172,733円、99,920円）（小浜警察署）
- (c) その他
- ・ 故障車両移動中に個人の自動車を損傷し、損害賠償金の支払が発生していた。（損害賠償額 88,519円）
（福井南警察署）

b 指導事項が21件認められた。

セ 議会局

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日
議会局	6. 8.21

(イ) 結果

- a 指摘事項は認められなかった。
- b 指導事項が1件認められた。

(2) 公営企業会計

ア 公営企業

(ア) 対象機関および実施年月日

対象機関	実施年月日	対象機関	実施年月日
県立病院 (病院事業会計)	6. 8. 6	長寿福祉課 (病院事業会計)	6. 7.17
公営企業課 (工業用水道事業会計) (水道用水供給事業会計) (臨海工業用地等造成事業会計) (臨海下水道事業会計)	6. 7.17	河川課 (流域下水道事業会計)	6. 7.17

(イ) 結果

a 指摘事項が次のとおり認められた。

(a) 契約関係

- ・ 委託契約において、契約金額に変更があったにもかかわらず、変更契約を締結していないものがあった。(県立病院(病院事業会計))

b 指導事項が5件認められた。

3 指導事項

指導事項の主なものは、次のとおりである。

(1) 収入関係

- ・ 庁舎維持管理負担金や電気料個人負担金の算定を誤り過大に徴収し、還付しているものがあった。

(2) 支出関係

- ・ 補助金額に影響はなかったものの、補助対象外としなければならない経費を対象経費として検査しているものがあった。
- ・ 通信料等の支払手続を失念し、納付期限を過ぎて支払っているものがあった。

(3) 契約関係

- ・ 委託契約において、契約保証金免除の根拠とした契約履行実績が、過去2年間の同種同規模のものとなっていないものがあった。
- ・ 委託契約において、契約書に定める別紙を添付していないものがあった。

(4) 工事関係

- ・ 工事検査は、契約担当者または契約担当者から検査を命じられた工事検査職員が行わなければならないが、他の職員が行っているものがあった。
- ・ 工事設計委託の変更において、3割を超える契約金額の増加があったにもかかわらず、契約保証金の増額をしていないものがあった。

(5) 財産管理関係

- ・ 委託等により取得した備品について、生産等調書により物品管理者に引継ぎをせず、台帳への登記も行っていないものがあった。
- ・ 新たに取得した建物等について、公有財産台帳を整備していないものがあった。

(6) その他

- ・ 財務書類を紛失しているものがあった。

4 重点事項等

指導事項等の主なものは、次のとおりである。

(1) 定期監査（財務監査）

ア 現金等の取扱いについて

- ・ 郵便切手類について出納簿への登記を適正に行っていないものがあつた。
- ・ 現金領収した手数料について、指定金融機関への払込みが遅れているものがあつた。

イ 物品の管理について

- ・ 備品について、保管転換手続をしていないものがあつた。
- ・ 新たに取得した備品について、台帳に登記していないものや、二重に登記しているものがあつた。

(2) 行政監査

ア 職場内の防災対策について

- ・ 事務室内の防災対策が不十分な所属があつた。
- ・ 職場巡視点検結果を安全管理担当部署へ報告していなかつた。

第3 監査の意見

監査の結果について、次のとおり意見を付す。

- 1 支出事務、契約事務、財産管理事務を中心に、依然として軽微な誤りや基本的な手続誤りが多く発生している。特に、本庁においては補助金関係に、出先機関においては契約事務関係に誤りが発生しやすい傾向にある。また、一部の所属では、前年度の監査で適切な措置を講じることを求められたにもかかわらず、依然として改善されていなかつた。所属長自らが当事者意識を持ち、速やかに適切な措置を講じられたい。
- 2 補助金について、履行確認や検査が適切に行われなかつたなどの理由により、過大に交付している事案が一部の所属に認められた。また、交付事務マニュアルに基づく事業者の実績報告書を徴していないなど、手続の不備も認められた。諸規程に基づき適正に事務を執行されたい。
- 3 地方公共団体の契約は一般競争入札を原則としており、やむを得ず特命随意契約とする場合においても、競争が可能な部分は分割して契約を行うなど、競争性の確保に努められたい。
特にシステムや設備等の保守・点検業務においては、業者が固定される傾向が見られる。他業者の参入の可能性について十分に検討を行うなど、より公平性の確保に努めていただきたい。
また、今回、一括して発注可能である契約を分割し、一定金額以内とすることにより随意契約としていたり、見積書を徴さずに契約していた所属があつたので、公正性や経済性の確保の観点から適切に事務を執行されたい。
- 4 現金等の取扱いについて、領収した現金の指定金融機関への払込遅延や、資金前渡した経費の精算遅れなど、手続に不備がある所属が認められた。また、現金等の管理が適正でない所属もあり、紛失や盗難等の事故防止の観点から、厳正な管理を徹底し、慎重かつ確実に取り扱われたい。

5 物品管理については、購入や廃棄、保管転換などの手続に誤りが見られたほか、物品の所在が確認できないなど管理が適正に行われていない所属が散見された。

令和7年度から稼働する新財務会計システムに管理データを移行するこのタイミングで、今一度、現物を確認し、実態に合わせて台帳を整理されたい。

6 収入事務については、金額の算定誤りが多く認められた。これらは、事後の手続において、債務者に負担をかけることとなり、県民の信頼を損なうものである。組織的なチェック体制の強化に努められたい。

また、県税をはじめとする収入未済については、納税催促や滞納処分などを積極的に実施し、収入確保に取り組んでいるが、回収可能な債権が欠損に至ることがないように、適切な債権管理を徹底されたい。

7 公用車の事故については、安全確認の不備によるものが非常に多い。今回、発生した事故のうち、3分の1が駐車場で起きたものである。また、県側の過失割合が大きい事故も多数発生した。公用車を運転する際には周囲に十分注意を配り、同乗者がいる場合は誘導を依頼して安全を確保するなど、事故を未然に防止するための取組を徹底されたい。

8 職場内の防災対策については概ね適切に行われていたが、一部の所属において、棚等の転倒防止策が十分ではないと見受けられた箇所があった。地震による負傷者の約半数は、棚類の転倒・落下が原因であることから、被害を最小限にとどめるためにも、所属でできる経済的かつ効果的な対策を速やかに実施されたい。

9 各所属における内部統制の取組において、日常的モニタリングとして実施している自己点検が形骸化している所属や、リスクの評価が適正でない所属が複数認められた。国費受入手続の不備のような同様の誤りを繰り返すことのないよう、各所属においてはリスクをしっかりと把握するとともに、リスクが発現した場合には速やかに原因やその背景を分析し、再発防止のための具体的な改善策を講じられたい。

また、令和7年度からは新財務会計システムの稼働や電子契約の導入など、財務事務を執り行う環境が一新される。事務処理の混乱によりミスが生じることがないように、所属全体で執行体制の整備に取り組まれたい。

10 事業を推進するにあたっては、常に県民の目線に立ち、かつ、経済性・効率性・有効性の視点から現状と課題を分析するとともに、様々なアプローチから対応策を検討し、実行していくことが重要である。

例えば、長期間活用されていない県有財産については、所管する部局の垣根を越えた利活用を図ることにより、遊休状態の解消が進むことが期待できる。文化施設等への誘客促進についても、関係する部局が協力して仕掛けを用意し、連携したプロモーションを展開することにより相乗効果を生み出すことができる。また、情報発信については、SNSの活用が進んでいるが、アクセス数が伸びていないなど、その利点を十分に発揮できていないものも見受けられており、伝えたい相手に伝えたい情報が効果的に届けられるよう工夫を重ねていく必要がある。

各所属においては、事業の成果や課題を様々な角度から絶えず検証し、より経済性・効率性・有効性を発揮するものとなるよう努められたい。